

鳥取県告示第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 3・5・13号雲山吉成線及び3・3・2号西円通寺裁判所線

3 事業施行期間

平成13年2月16日から平成25年3月31日まで

（変更前 平成13年2月16日から平成22年3月31日まで）

4 事業地

（1）収用の部分

変更する部分

鳥取市吉成字下坪及び字中坪並びに吉成二丁目地内

（2）使用の部分

なし